

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

目 次

# 福島県報

事業所の名稱	事業所の所在地	事業者の名稱	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	訪問型サービスの種類
猪苗代町指定訪問介護事業所	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二	耶麻郡猪苗代町社会福祉協議会	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二六一	令和四年三月二日	(独自)
六一一					

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があつた件
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見述べた件
- 沖合たこがご漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間を定める件
- 土地改良区の定款の変更を許可した件三件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件三件
- 落札者を決定した件二件
- 肥料を登録した件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 随意契約の相手方を決定した件
- 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件
- 福島県選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定を取り消した旨報告があつた件

福島県告示第三百三十四号  
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年五月十一日救急病院として認定した。

令和四年五月十三日

名称  
公立大学法人福島県立医科大 会津若松市河東町谷沢字 前田二番地二  
学会津医療センター附属病院

福島県知事 内堀 雅雄

認定有効期限

令和七年五月一〇日

（地域医療課）

福島県告示第三百三十五号  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要是、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月十三日から同年六月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び西郷村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年五月十三日

## 告 示

福島県告示第三百三十三号  
意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クリスリのアオキ白河西郷店 福島県西白河郡西郷村大字米字西原七番一ほ

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中國残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十

か  
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

福島県知事 内堀 雅雄

四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があつた。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

(商業まちづくり課)

第二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和四年五月十三日から同年六月三十日まで

**福島県告示第三百三十六号**  
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第六号に掲げるかご漁業につき、規則第十一一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 制限措置

一 漁業種類

冲合たこかご漁業

二 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数

(1) 船舶の数 二十四隻

(2) 船舶の総トン数 総トン数七トン未満で、申請のあつた船舶の総トン数以下

三 推進機関の馬力数

申請のあつた推進機関の馬力数以下

四 操業区域

次のとおりとする。

ただし、表中の漁業根拠地とは、平成十二年九月三十日現在の所属漁業協同組合とし、平成十二年十月一日以降に漁業協同組合に加入した者については、所属したであろう平成十二年九月三十日以前の漁業協同組合を準用する。

漁業根拠地	操業区域
勿来、小浜、小名浜、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深百二十メートル以深の海面
勿来、小浜、鹿島、磯部、相馬原釜、新富熊、請戸、江名町、豊間、沼之内、四倉、久之浜	双葉郡富岡町と双葉郡楢葉町との境界点正東の線以北の福島県海面のうち水深百二十メートル以深の海面

五 漁業時期

令和四年七月一日から同年八月十三日まで

六 漁業を営む者の資格  
福島県に住所を有し、関係漁業協同組合が締結する操業隻数等の操業協定に参加する者

第三 許可の有効期間

令和四年七月一日から令和五年六月三十日まで

(水産課)

**福島県告示第三百三十七号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、母畑地区土地改良区から令和四年四月二十一日付けで申請のあつた定款の変更について、同月二十八日認可した。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百三十九号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、二本松市土地改良区から令和四年三月三十一日付けで申請のあつた定款の変更について、同年四月二十八日認可した。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅雄  
(農村計画課)

**福島県告示第三百四十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年五月十三日

福島県知事 内堀 雅雄  
(農村計画課)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
河沼郡柳津町大字飯谷字七回り甲六五五、甲六五六、甲六五六のロ、甲六六〇、甲六六七の一、甲六六七の二、甲六九五、甲六九七、字下川原甲六一〇、甲六四六、

福島県知事 内堀 雅雄